

高齢者の安全運転支援と移動手段の確保を求める意見書（案）

東京・池袋で87歳の高齢者が運転する車が暴走し、母子2人が亡くなった事故以降も高齢運転者による事故が続いています。

近年、交通事故の発生件数は減少傾向にあるものの、75歳以上の高齢運転者の死亡事故の割合は高まっており、単純ミスによる事故も目立ちます。

警察庁は、昨年末時点で約563万人いる75歳以上の運転免許保有者が、2022年には100万人増えて663万人に膨らむと推計しています。

こうした状況を踏まえ、国は2017年施行の改正道路交通法で、75歳以上の免許保持者は違反時や免許更新時に認知機能検査を受けることを義務付けましたが、今や高齢運転者の安全対策及び安全運転支援は待ったなしの課題です。

また、過疎地域を中心に、いまだ「生活の足」として車が欠かせない高齢者も多い中、自主的に免許を返納した場合などの地域における移動手段の確保も重要な取組です。

政府においては、地方自治体や民間事業者とも連携しながら、総合的な事故防止策としての、高齢運転者の安全運転支援と地域における移動手段の確保を進めるため、下記の事項について早急に取り組むことを強く求めます。

記

- 1 自動ブレーキやペダル踏み間違い時の急加速を防ぐ機能など、ドライバーの安全運転を支援する装置を搭載した「安全運転サポート車」（サポカーS）や後付けの「ペダル踏み間違い時加速抑制装置」の普及を一層加速させるとともに、自動車メーカーにも一層の配慮を求め、高齢者を対象とした購入支援策を検討すること。
- 2 高齢運転者による交通事故を減らすため、自動ブレーキなどを備えた「安全運転サポート車」（サポカーS）に限定した免許の創設や、走行できる場所や時間帯などを制限した条件付き運転免許の導入を検討すること。
- 3 免許を自主返納した高齢者が日々の買い物や通院などに困らないよう、コミュニティバスやデマンド（予約）型乗合タクシーの導入など「地域公共交通ネットワーク」のさらなる充実を図ること。また、地方自治体などが行う、免許の自主返納時における、タクシーや公共交通機関の割引制度などを支援すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

年 月 日

文京区議会議長名

内閣総理大臣

総務大臣

経済産業大臣

宛て

国土交通大臣

国家公安委員会委員長

太陽光発電の適切な導入に向けた制度設計と運用を求める意見書（案）

パリ協定の枠組みの下、脱炭素社会の構築が求められる中、環境負荷の削減やエネルギー安全保障等の観点から、太陽光発電を始めとする再生可能エネルギーの導入拡大が必要とされています。

こうした中、再生可能エネルギー特別措置法に基づく固定価格買取制度（F I T）の施行以降、導入量が着実に増加してきている一方、一部の地域では、防災、景観、環境面での地域住民の不安や、F I T買取期間終了後に太陽光パネルが放置されるのではないかとの懸念が生じています。

今後、こうした不安や懸念を払拭しつつ、地域と共生する形で再生可能エネルギーの導入を更に促進する観点から、太陽光発電の適切な導入に向けて下記のとおり要望します。

記

- 1 再生可能エネルギー特別措置法に基づく事業計画の認定に当たり、一定規模以上の案件については地域住民への事前説明を発電事業者にも義務付けるとともに、地域住民・自治体・自然保護関係の専門家の意見を交えること等、その具体的な手続きを事業計画策定ガイドラインに明記するなど、地域住民との関係構築のために必要な取組を行うこと。
- 2 太陽光発電設備が災害時に斜面崩落を誘発することのないよう、急傾斜地以外の斜面に設置される場合も含め、太陽光発電設備の斜面設置に係る技術基準の見直しを早急に行うこと。
- 3 発電事業終了後に太陽光発電設備の撤去及び適正な処分が確実に行われるよう、発電事業者による廃棄費用の積立ての仕組みや、回収された太陽光パネルのリサイクルの仕組みの確立に向けた取組を進めること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

年 月 日

文京区議会議長名

経済産業大臣

環境大臣

宛て

女子差別撤廃条約選択議定書の速やかな批准を求める意見書(案)

あらゆる分野における女性差別の撤廃をうたった「女子差別撤廃条約」(1979年の国連総会で採択、日本の批准は1985年)の実効性を高めるため、同条約の選択議定書が1999年の国連総会で採択されました。同条約を締結する189か国(2019年6月現在)のうち112か国が選択議定書を批准しています。また、経済協力開発機構(OECD)加盟36か国では、30か国が批准していますが、日本はまだ批准していません。

政府が女性活躍を推進している一方で、各国における男女格差を図る「ジェンダー・ギャップ指数2018」によると、日本は世界149か国のうち、110位と未だ低い状況です。

昨年には、総務省高官によるセクハラ疑惑や大学の医学部入試で女性受験者に不利な配点操作が行われていたことが発覚するなど、日本の女性差別の根深さが明らかになりました。こうした現状に即し、女性に対する差別撤廃の取組強化を図るため、選択議定書の批准を求める請願も国会へ提出されています。

選択議定書が批准されれば、同条約に定められた権利の侵害について、「女子差別撤廃委員会」に対し、個人または集団が直接通報することができ、同委員会はその内容が条約という国際的基準に照らして違反しているかどうかを審査し、締約国に意見や勧告を行います。委員会の意見や勧告には法的拘束力はありませんが、国際的基準にたった判断は、日本の女性差別の解消に大きな力となります。

因みに国連女子差別撤廃委員会における日本の本条約実施状況報告審議では、日本が批准を検討するよう繰り返し求めています。また、我が国の「第4次男女共同参画基本計画」には、「女子差別撤廃条約の選択議定書の早期締結について真剣に検討を進める」と明記されています。

よって、文京区議会は政府及び国会に対し、日本が男女平等社会を実現するために、また、人権先進国として国際社会で信頼されるためにも、日本における司法制度や立法政策などとの関連や個人通報を受け入れる実施体制等の課題を早急に解決されるよう、環境整備を進めるとともに、女子差別撤廃条約採択40年・選択議定書採択20周年の節目である本年こそ、選択議定書を速やかに批准するよう強く要望いたします。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

年 月 日

文京区議会議長名

内閣総理大臣

法務大臣

外務大臣

宛て

内閣府特命担当(男女共同参画)

衆議院議長

参議院議長